但馬豊岡盆地の条里と地籍図

桑原公徳

資料価

値の高

なる古い

地籍図の保存状態のよくない事例が以外と多いこと、一方

い地籍図にも精粗があり、ときに欠陥のあるもの

が

田 安彦

Ш

判されたって 修一 当時筆者等は古代の但馬を再検討したいと考えていたので、その折 甘受しなければならないと思う。 四半世紀後の今日になって再びさらすことは、怠慢への酬いとして るといった事情もあるが、今日まで放置したことは怠慢というほか 年が経過した。 にと思っているうちに、 地 |割の分布について発表した[1]。 者等は、 深く反省している次第である。 雑誌『日本歴史』の「歴史手帳」欄で二回にわたって批 元来批判された場合、早い機会に答えるべきであるが、 かつて雑誌『人文地理』の短報で但馬円山川流域の条 桑原は豊岡を二年で離れ、 のびのびになってしまった。それから二十 とれに対して地元の研究者石田 従って学窓を出た頃の失態を 山田が岩手大学に転出す 思う。

た地籍図(4) 取り 籍図をつけ加えたのは、 ず手許にある資料を中心に批判に応えておくことにした。 いまこの時期に執筆しよりと考えたのは、 かかれる状態にない。 までも放置しておくと誤解を生じたりするのでの、 `の古代の地理に取り組む気持は今も捨てていないが、すぐに について検討する機会があったことによる。とくに地 後述するように、 しかし二、三の人からの要請もあり、 遺重な开究資(史)料と 筆者の一人が標題に付し もっとも とりあえ 古

> 思う。 みられる。 分のところはあるが、当を得ない指摘や見解の相違によるところも れるものも存在している。 所が幾つかある。 通り筆者等の試案は誤りである。 の中には誤りの部分や舌足らずの説明のために誤解を生んでいる箘 料に基づく的確な指摘が多い。 在することなどについて指摘しておく必要を感じたからである。 いよりに考える。 よび口その阡陌の方位に関する問題にまとめることができるように て加えられた批判は、 を要約すると||坪並の数え方の問題と、||条里地割の分布範囲、 さすが地元のすぐれた研究者だけに、 石田氏が筆者等の条里地割の分布を中心にした短報に対し 三は欠陥のある資料に基づくもので、 ただし指摘された中には肯定できないように思わ 以下とれらを中心に略述し、 かなり多方面にわたっている。 結論的にいえば、上記の日は指摘された 確かに学窓を出たての筆者等の報告 二は筆者等の説明や分布図に不十 現地の豊富な資(史) 再び批判を得たいと その指摘は当らな しかし、

れは初歩的ミスとのえるものである。その原因は⑴遺存する条里地並に関した過失は、条里地割の分布を中心にした短報とはいえ、そ述べない方がよいように思うが、一応の経緯を記しておきたい。坪示したのは間違っている。従って、あらためて弁解がましいことはまず坪並についてはさきにふれたように、筆者等が試案として提

通り、 によって作成したものであるが、これをみれば石田氏の主張される である。図1は指摘されてから豊岡市税務課の上記三大字の字全図 名を二つ見落したことと、 のうち倉見(3)の「十句」(十九)と「向廿」に気付かなかったこと 市 し不的確であったことによる。)の上鉢山・長谷・倉見三大字の境界付近にある七つの数詞坪名 西北隅に始まって東南隅で終る平行式の坪並であることがわ ②数詞坪名の遺存地の指示の間 前者は、 旧出石郡神美村(現在豊岡 違い ない

> かる。 すべて焼却されており、見ることができなかった。 蒐集の際、 務所保管の耕地実測図にはどりなっているかを、 たというだけでなく、 念のために筆者等が条里調査によく利用した豊岡土地改 同所を訪れて確めよりとしたが、 貴重な質(史)料の喪失という点で残念に思 新庁舎 田山川 確認できなかっ への移転の折に 改修の資 良事

った次第である。 土地改良事務所で旧図をみることができなかったので、 市役所で

それによれば、

さ

旧但馬国出石郡神美村上鉢山·長谷 地割 方)が方二ミリメート 万分の一図では条里の 地形図しかなかっ ٤ 条里 ル程度にすぎないから、 一坪(約一〇九メ

F 鈦 Ш

フ 山 山

窄城

ナニテル

афэ НП

胜基

上他左

見

英子

元 7 近

越

高京

枝

日田

関 四 香 住

・倉見の字全図 きの 利用した図にはいずれの文字が用いられていたか、 どの文字も使われていることがわかり、 名などを地形図に記入する方法をとるが、 者等の条里調査では地籍図などより検出した条 は地理調査所(現国土地理院)発行の五万分の一 時は豊岡盆地を調査する際のペースマップとして スというほかない。ただ昭和二六、七年の調査当 の見落しは失態というほかないのである。 いまは確めるすべもないが、それにしても「向甘 の資料に頼ることの危険を知らされた。 地籍図や土地台帳を閲覧した。 さきの②のようなことは慎重を欠いた結果の 「十句」の箇所には「ナタ」とか「十勺」を |関連地名および土地条件を表 たことが禍したよりに思り。 ただーつ 筆者等が 縮尺 ħ 字 里 筆

香 住

気も

長 谷

碧田

₩ 4

14· 序位

E9 = #

+ Ei

(⊕ #£)

¢

なかったようである。 京 査者は豊岡に在住し、 地名などは線を引いて図の枠外や山 都 K 一盆地ではその線がかなりの数に及んだのと、それを記入した調 .在住していたことなど、悪条件が重なってミスの発見ができ その原図を基に作図と墨入れを行なった者が 地の部分に記することになる。

平行式と異 であ 制 単 ばならない。 と思うが、 蔵文書 としてあげ 上に郡の 《詞坪名の位置を訂正しても、 図 によっ 現 な ź そうだとすれば、 線などは意味をもたないものになる。 が利用できていたとすれば、 在のよりに二万五千分の一、さらに一万分の一、二千五 南東隅が起点で北西隅に終る平行式の数え方が妥当と考える た大字伏と八社宮にまたがっ **条** K て分け 違いによるの 出 旧 たあら た旧 石郡 べなる。 城崎郡五荘村大字高屋付近の場合は石田氏が示され それは愚痴というものであって不注意は責められなけれ こうしたミスを犯したものから導かれた坪並や条 里 村名の「八条村」 呼 たものか、 のそれは西から東へ進んだはずである。 れる「廿二条」の比定と共に、前稿ではふれ 称の復原に当たっては、 この坪並からすると、 さきの旧神美村の北西隅起点で南東隅で終る か、 確めておく必要がある。 検討してみなけ あるいは盆地の条里を二分法または四分 それから坪 は石田氏が紹介された「大岡寺所 このよりな間違いは起らなかった て存在する字 普通には城崎郡の条は東か かつて記して後考をまつ、 ればならないように思う。 並を想定することは困難 ただ立野付近に遺存する 五条 その相 が、 一百分の てい たよ 条 違 里 が 里

> には、 所でも、 た、 不十分な点のあったととに原因しているようであるが、 域に条里制が、 円山川とその支流出石川との合流点で、 ども条里がなく、 います。 の分布図」につい す>従って3人桑原氏が豊岡盆地に地割がなかっ が沼地にして地割が無いと云われた「長谷」・「立石」及び全く られなかった字「宮内」 とれら分布についての批判は筆者等が示した分布図とその説明 の変迂が屢々あっ 条 筆者等が分布図 里地割の分布につい すべて地割があっ >2<豊岡市の字「八社宮」・「清冷寺」・「大磯」・「塩津 町区内の 行われていました>(九五号三〇・ ての解 此地は桑田地と一致するとの説ですが、 地 の説明に先立っ た所で、 割 が乱れているのはすべて一分布図より 釈の仕方に相違があるように思われ たわけで、 ては次のように指摘されている。 の三字については 為に地割が荒されたものと見るべきで て「条里施行地域と推 換言すれば(中略)豊岡盆 且つ円山川の蛇行により (中略 たと指摘され =)地割が残っ 頁) 条 (1) <桑原 此の 定され 里 た 地 地 地 1

路

n

ば長 にみられる両集落の位置からみた解説であっ 分 るととは、 布 さ きの 地であると述べていることに対する批判である。 谷 の北部 山の場合は地形図に示した分布図の説明で立石・ 幾分範 にはみら 問が狭いよりに思われるが、 ħ ないとすべきであっ て、 た。 長谷 大字領域 「三ツヶ坪一・「九 とれ ō P) から 部 は 長 で存 地 谷 形図 は非

られるようである。

た(五巻二九〇頁)、

断

っ

ているが、

石田

氏はとれを無視してい

に関連するものか否か、

在から、水田耕作に不向きであった沼や原野の存在が推定できる。は図1にみるように、大沼田・ 小沼田・荒原・荒田などの字名の存ノッ」を図示していることによって知られる。 一方同大字の北部に

に分布している らである。 には理 えば」という箇所での説明に分布地の地名をあげる必要がない (1) 0 中の<全く触れられなかっ 解に苦しむ。 分布図をみればわかるように宮内付近には条里地割が 一低地であり ながら条里 た字宮内ンに地 地 割の存在しない 割があるとい 所を ら指 銮 か

非分布地 び支流に合流する地点に」存在しないという分布図の きる分布図 これは条里型地割が現に存在するか、 判である。 (2) 図にそれが認められない所を補足説明するのに対 は 条里 条里制の施行当初の状況を想定しての批判である。 は当 一の作成 一地割が ヨ初あっ 筆者等が地籍図などで確認した条里 ŧ たのが後に荒されたとみるべきだと主張され 南は府市場から北は大磯までの円 研究の基礎作業として重視する立場の叙述に かつて存在したことが確認で 地割の分布図 説明 して、 Ш !!! で対 屈 評 曲 者は 一を示 ずる 部 る 及

に方 うな地区ではなかさらそりである。 近 とのよう 0 判 かつて存在した可能性は充分考えられる。 石田氏が主 定には個 町区 地 な箇 割の K 画 内の 一人差があり、 乱 張されるように、 所 **B**J は推定線(れと云ってもいろいろな段階のものがあるから、そ ない 地 割の乱れから図示しなかった所などはそりだと その倍数間隔 点線 異論が出やす 現在条里地割が確認できない地区に して 示すであろう。 0 , У 東西線が幾つかみられ 現在の筆者等であれば、 とくに先に記したよう とくに清冷寺付 るよ

> 条里地割の存在も想定される。 関連した文書のりち、 結論を出してしまりのは尚早のように考える。 の進んだ地域の一つと考えているから、 速断できないのである。 中には、 証明するものとは思われない。 べられたが、 に幾つかの連続した条里型地割っ 状態の所に一面 って確めた条里地割の分布 していたと推定している。 石田氏は条里地名のあった証拠として△坪名も残ってい ただ、 中世以降に条里 般的に云って円 それは数詞坪名でないので、 に条里制 二つ位は用意する必要があるように思 地割 もちろん、 制の区画が延長されたことを考え得 従って他の地域と同 Ш 地以外にも攪乱や埋役によっ 111 が存在したと云い またこのような地区の条里 ほどの河 しかし、 条里関係の数詞字名 筆者等は豊岡盆地を古代に関 だからとい 条里 111 かつての存在 で、 地割はかなり 切るには、 さきにふれ 様 って直ちに 地籍図などによ および 上を積 ます その場 窓に分布 的 条 われ 波 $\overline{\mathbb{X}}$ 極 こと述 (3) 7 2 17 O

四

であるから、 斜を持っている>のに、 に地割された所で、 地区であるが、 しかしこの高屋のうち ったのである♡(一○一号四二・ わかるよりに、 条 里 地割の阡陌の方位に関しては、 指摘されるような山間 整 10 理 地 前に 籍図 方位が豊岡盆 条 八無茶にも、 里 によって示した図2の長 か 地割 5 ても地 の分布する地区は国 四三百 地の 割方向を変えなければならな 盆 地で 豊 豊岡駅付近の高屋は< 地割の方位と 岡盆地を縦横に区 はた 5 厳しく 地型 君 ととは耕 一鉄豊岡 批判 地割 8 野 さ 画して了 異 0 Ш 地 ても 整理 西側 EF. 部 倾

乙は豊 たものである。 が茶島 それと著しく異なる。 よれば字二ノ坪と八ノ坪の東端線はN約四七度Eを測るが、 は地元の人と市役所税務課の職員の教示による推定方位であり、 の税務課で複写した字全図によれば図3に示した方位又で、 ほどの傾斜地ではなかったはずである。石田氏が図示された方位に 岡町耕 嶋)重来地となっているような違いもある。 地整理組合地区現形図 石田氏の図で基鼻・ (5)に記された方位を転記し 重ライ地となっているの 図3の方位Y 同 市役所 氏氏の 百

いとみられること、その図の西端の茶嶋と八ノ坪は図3の茶島と八方位2の載る図は豊岡町耕地整理組合の編纂するもので信憑性が高いであろうか。それは方位2であると思う。その理由として、まず石田氏が示された方位と、図3の方位X・Y・2のいずれが正し

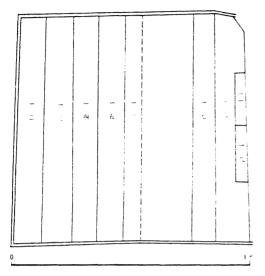


図 2 旧但馬国城崎郡五荘村大字「重来」 の地籍図

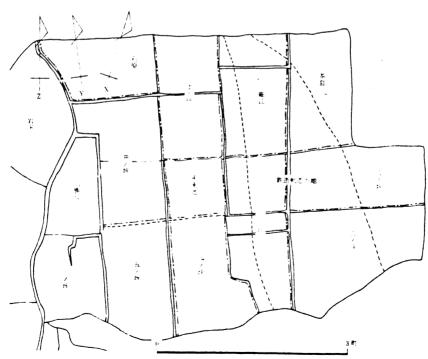


図3 旧但馬国城崎郡五荘村高屋の字全図

る。 でおける道路・畦畔の方向と鉄道用地の状態からもそのととがいえ 位名の正しいことを証明しているように思う。図4(高屋字八ノ坪 行の地形図に描かれているそれと同じ方向を示していることも、方 があげられる。また図3の鉄道軌道用地の東側の線は国土地理院発 ノ坪に相当するが、両字の東端線は方位2とほぼ平行していること

耕地整理によって改変されたものと考えられる。もあるが)そうは読みとれない。おそらく昭和二年頃に施行されたと異っているが、明治三一年測量の地形図では(道路が少ないことの高屋~下陰間の道路は、以東のそれがほぼ東西南北方向に走るのちなみに、昭和七年以降の五万分の一地形図では国鉄山陰線以西

から、 れた立野集落南端から百合地に至る東西道路に当るとみられるとと ないので、 地籍図に示された方位からみると、阡線はほぼ南北方向をとってい 部分の旧地籍図が見当らないため、正しい方位を確めることはでき たとみてよいと思う。 たそれとは若干の相違がみられる。 頁)。高屋の場合と同じく石田氏が示された字全図と筆者等の複写し てみれば、 / 坪の北界線 円 ħ が、 〕山川右岸の立野についても同様の指摘があった(一○一号四 上記の推定は妥当性のあるものと考えてよいであろう。 度W、 たまたま残っていた字ハイトウ(全図ではパイトウ)の旧 現地で確める必要はあるが、字全図の三ノ坪の南界線(二 場所によって計測値を異にするが、前者の阡線はN一四 後者のそれはN八~一〇度Wである。とこでは肝心の)となる東西道路が、 ここの旧図の有無の確認がもり一つできてい 明 同図に描かれている方位に限 治三一年測量の地形図に描

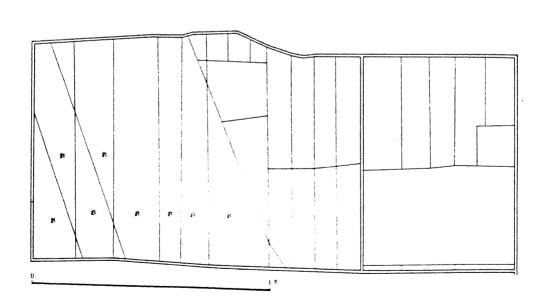


図 4. 旧但馬国城崎郡五装村大字高屋字「八ノ坪」の地割と鉄道用地

- 27 -

理後 义 ことは比較的少ない。 ととになる。 **りに各字図に方位の記されていない場合は間違いを見逃してしまり** ままみられることである。 でありながら、 大字(区・町 一に転記するから、 か明らかでない 石田 立意が の道路網が整理前と著しく異なる場合は間違いを生じやすい 字図に方位が記 氏が示された高屋および立野の字全図がどこのものに依 :肝要である。 ただ条里の分布調査の場合は確認した条里の坪を地形)所蔵のものと考えられる。 字名や方位あるいは字界の形 が、 実際には字全図の方位の違いが研究に影響する されておれば、 とはいえ、 市役所・法務局などの公的機関、 字全図の方位が間 さきのように耕地整理地区で、 その違いに気付くが、 同じ場所の同じ性質の図 違っていても、 態に違いのあるのは、 または地元 高 屋のよ それぞ られ 整 0

えからも、 また今後、 画 一とみられる大和盆地でも、 条里の方位については以上のように考えてよいと思うが、 より 条里の施行単位や古代の郡 精密な再検討が必要であるように考える。 そうでない部分が存在することから、 ・郷の領域などを研究するら

五

とろ、 数保存されてい した直接の動機は、 者等にとっ との小文の標題に付した「地籍図」は不要のように思われ 地籍図の中の耕地整理地区のもの た地籍図やそれに代る耕地実測図をみようと現地を訪れたと てはかなり重要な意味をもっている。 た耕地実測図のすべてが焼却されていたりして、 石田氏の指摘の 一部 が を確めるために、 一部喪失していたり、 ととに地 るが、 籍図 か ~つて 事 多 を

> 料的価 があっ に作 方位 ととを自省の意味でふれておきたいと思うのである 者達が中心になって考える必要のあることを強調し、他方との贅(史) ととでは古い地籍図類の保存対策を地理学や歴史学の研究に携わる たことではなく、 かし単にそれだけの理由からではない。 の確認が不可能であったこと、 :成された実側図類 一の欠陥がもとで、 たり 値の高い 欠陥のあるものが存在したりするのは、 地籍図類も、 全国的にみられる傾向であることによる。 当らない指摘をうけたとい の喪失や、 その利用には慎重でなければならな 地籍図や字全図に精度の低 他方では地 古い地籍図や耕地整理の際 籍図に付した字全図 り事実による。 との地方に限 従っ \ \$ て

実

つての耕地整理、 各時代の歴史や地理その他の研究に貴重な素材となる。 ら現代までの姿を読みとることのできるものが稀ではない。 状態を描いた地図とい 地では、 たような土地の旧 地 籍図は長い間の人間の歴史や自然の営みが刻み込まれた土 それは文化財であるとい 旧 地籍図がなければ旧景観は永久に復原できないのである 地籍図 近年の圃場整理や宅地造成によって景観が一変 える。 は 誠に貴重な史料である。 だから一枚の地図の中には古墳時代 、える。 とのような土 従 地 か

H 少なくない。 < 重に保管するところもあるが、 なくなると、 る とりした貴重な研究材料となる古い地籍図が、 部 また圃場整理や宅地造成、 屋の模様がえ、 次第に 現 だ旧 無造作に扱われるようになりやすい。 地籍図の保存状況のよくない市町村を多くみか 責任者の交代などによって 新庁舎への移転といった時だけでな あるい は国土調査法に基づく新 消失する可能性が 行政的に用 旧 図を厳

それほど困難なことではない。 きていないところにあっては当面図書館や大学などを利用すれば、 増 10 こついて真剣に考えなければならない時機といえる。その実現には 題 図 えつつある。 部が保存されていたのをみたことがある。 点はあるが、 の作成に伴い、 こうした状況にある現今は、 都道府県立の文書館、 行政的機能を終えて使用しなくなっ かつて山口の県立文書館で地籍図類 史(資)料館、 旧地籍図類の保存対策 それらがで た地籍図 が

とを念ずる次第である。
とになるであろう。一日も早く、これらの保存対策が軌道に乗ると・保管すれば、それぞれの地域の他誌や地方史の研究を促進すると村における古い土地台帳や名寄帳その他の行政資料も蒐集して整理

六

摘していただきたいと思う。 でえや、指摘の内容を誤解しているようなところがあれば、再び指 店を移しているので、資料の追加より散逸した方が多い。そのよう 四半世紀も前のととになり、豊岡あるいは京都を離れてから何回も いても考えるととろの一端を述べた。但馬の条里については調査が 以上、石田氏の指摘されたことに対して一通り応え、地籍図につ

もちろん、但馬の条里にはなお不明な点があるので、引き続き関心みたいと考えている。しかしその時は視点を替えるつもりである。はじめに述べたように、いつか再び但馬の歴史地理に取り組んで

ましい。また但馬には豊岡盆地以外にも、 域の条里研究が一 しているので、石田氏その他の但馬在住の研究者によって、 れている場合は、 **うである。** を期待したい。 をもつが、 何といっても、 但馬の条里は但馬在住の研究者によっ 幸い、 層推進されるよりに期待する次第であ 資料蒐集の上からも、 条里に関心をもつ若い研究者も登場され 豊岡盆地のようにほとんどが耕地 地元在住者による研究 各地汇条里型地割 て解明さ ると 但 が分布 整 馬 が 理

機会に利用するはずである。報を利用させて頂いた。なお図の一部を割愛したが、それらは別の定であったが、同編集部では図の処理ができないらしいので、本会行記「本稿は石田氏のど指摘が載った『日本歴史』に掲載する予

注

- 布について」『人文地理五…四』一九五三(1)山田安彦・桑原公徳「但馬・円山川流域に於ける条里地割の分
- 三〇、三一頁(同「但馬豊岡市周辺の条里坪付称呼について」(2)石田修一「但馬豊岡盆地の条里)『日本歴史九五』一九三六

『日本歴史一〇一』一九五六

四一~四三頁

- 七一頁(3) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂 一九七一
- 4 本 成 地図で、 2 稿で「地籍図」というのは土地登記 地 籍図 ħ た 類 字図・字切図・字限図などとよばれているものをさす。 耕 「地籍図など」といり場合は、 地整理地区現形図一などを含む。 薄、 z 地 台帳に付属した n らをもとに作
- (5) 豊岡町耕地整理組合事務所編『豊岡町地区整理誌』一九三三